

【機 密 性 2】
事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 28 日

事務（管理）所長 様
局内各課長 様

企画部 技術管理課長

スライド条項適用上の留意点について

今般の資材高騰等の価格変動に対して、これまで「原材料やエネルギーコスト等の価格変動に応じた工事請負金額の適切な見直しについて」（令和 4 年 5 月 10 日付）、「工事請負契約書第 26 条第 5 項の運用について」（令和 4 年 7 月 11 日付）、「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）について」（令和 4 年 7 月 19 日付）により周知し、対応いただいているところです。

一方、特定の資材価格の変動に対する措置は、単品スライド条項による対応が基本となりますが、予期することのできない特別な事情により工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、資材、労務単価等を含め物価水準の変動等により請負代金額が著しく不相当となった場合は、インフレスライド条項の適用ができます。

インフレスライドを適用する場合、「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）（R4.7.19 付け）」の「(参考) 全体スライド、単品スライド、インフレスライドの違い（P66）」のとおり、賃金水準の変動時に限らず物価水準の変動等により残工事費の 1% を越える場合は、契約後以降、請求日から残工期が 2 ヶ月以上あれば適用（再スライドを含む）できることになっておりますので留意願います。

【本省版】「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」（R4.7 付け） P66

（参考）全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応 する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応す る措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受注者の負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと 併用の場合、全体スライド又はインフレス ライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (30 条「天災不可抗力条項」に準拠し、建 設業者の経営上最小限必要な利益まで 損なわないよう定められた「1%」を採用。 単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用 後、12 ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた 工期内全ての特定資材が対象のため、再 スライドの必要がない)	可能